



KAMIKAWAJI



# 上川路会計通信

税理士法人 上川路会計



■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

第300号

ごあいさつ

## 倒木更新

代表  
上川路 長生

会う人との会話がお互いにまず「暑いですね」だった猛暑が終わり、畦道の真っ赤なヒガンバナが田園地帯に彩りを添える10月になりました。今年も台風が次々と襲来して日本列島に大雨を降らせ河川を氾濫させました。“史上最強”級とテレビは警戒を呼び掛けた台風10号は、海上では自転車並みで九州上陸後は歩行者並みの記録的な歩みの遅さで、被害を与えました。

台風10号によって土砂崩れや倒木が相次いだ屋久島町では、秋の登山シーズンで観光に暗い影を落とすことになりました。人気の白谷雲水峡の散策ルートにある推定樹齢3千年の『弥生杉』が、台風被害で根本から1.5メートルを残して無残にも倒れてしまいました。“縄文杉”“紀元杉”と共に多くの人に親しまれていただけに、ショックは大きいものでした。屋久島には“倒木更新”の言葉があって、巨大杉が倒れればそこからまた新しい芽が出ると伝えられていて、“弥生杉”の更新が願われます。

自民党総裁選と立憲民主党代表選は、共に9月投票されました。二つの党首選は“選挙の顔”を懸けた戦いになりました。岸田文雄自民党総裁の退陣表明を受けて候補9人が乱立した自民党総裁選は、高市早苗氏と石破茂氏との上位2人の決戦投票となりました。『派閥解消』を受けた選挙戦でしたが、菅義偉前首相、麻生太郎副総裁、岸田文雄首相の3人のキーパーソンの動きが勝敗を分けました。背水の陣の五度目の挑戦で、逆転勝利して石破新総裁の誕生となりました。選挙戦を通じて、安定感のある経験豊かな石破氏が議員票を集めて、多事多難の日本国の舵取り役を担うことに決まりました。

4氏で争われた立憲民主党代表選は、野田佳彦元首相に代表が決まりました。大きな争点となっていたのが、衆院選で自民政権を過半数割れに追い込むために、他の野党とどのように連携していくかです。派閥裏金問題で自民党に対して不信が募る中で、国民が政権を託す選択肢になり得るのか、野党第一党としての存在意義が問われています。

障がい者スポーツの祭典パラリンピック・パリ大会は、9月8日、12日間の熱戦の幕を閉じました。日本は金メダル14個を獲得して、東京大会の13個を上回る健闘を見せまし

## 目次

ごあいさつ “倒木更新”	…1P
上川路会計通信300号記念特集	…2・3P
税務カレンダー	…4P
2024年10月・11月の経理・税務チェックリスト	…5P
会計・税務のQ&A!	
“令和6年分年末調整について”	…6・7P
第26回KSCセミナーのご案内(年末調整)	…7P
随想 “『力いっぱい』の秋”	…8P
上川路 美恵野”	…8P

た。選手達は障がい者としてではなく一人のアスリートとして、迫力や競技性の高さを感じさせる場面が多くありました。パラアスリートには多くのドラマがあり、失意のどん底から這い上がった努力と周囲の支えなどの背景に、心が揺さぶられます。原則無観客開催の前回東京大会にはなかった観客との一体感があり、アスリートの奮闘が会場を沸かせ見る者に驚きと感動を与えてくれました。

奄美大島の貴重な生態系に深刻な影響を与えてきた外来種のマングースを根絶したと環境省は宣言しました。広範囲に定着した外来種の根絶は世界でも例がないという快挙です。毒蛇のハブを駆除することを目的に持ち込まれて当初30匹だったのが、ピーク時には約1万匹にまで増えたといひます。ハブを捕食せずに国の特別天然記念物のアマミノクロウサギなどの希少動物が次々と襲われ農作物などにも被害が出ました。貴重な生態系を守りたいと駆除に尽力した島民の熱意が、根絶の原動力となりました。

大リーグの大谷翔平の本塁打50盗塁50の達成を日本国中のファンが待ち望んでいました。最高の檜舞台での前人未到の偉業達成に安堵した9月でした。

ご案内のように事務所通信は今月号で300回の発刊となります。平成11年11月の創刊から25年、毎月所内で編集会議を開き、印刷してきました。これからもご愛顧賜りますようお願い申し上げます。(令和6年10月吉日)

# ～上川路会計通信300号までのあゆみ～

# 上川路会計通信300号

## ～25周年記念特集～

年月日	法人年表	事務所通信年表
平成11年 (1999年) 11月		事務所通信第1号発行 
平成20年 (2008年) 2月		事務所通信第100号発行
平成21年 (2009年) 4月		事務所通信第114号発行 美恵野所長の「随想」スタート
平成24年 (2012年) 11月	上川路会計事務所35周年	事務所通信第157号発行
平成26年 (2014年) 7月		事務所通信第177号発行 職員コラムスタート
平成29年 (2017年) 11月	上川路会計事務所40周年	事務所通信第200号発行
平成30年 (2018年) 10月	税理士法人化	事務所通信第228号発行
令和元年 (2019年) 10月		事務所通信第240号 事務所通信20周年記念号
令和2年 (2020年) 7月	甲南永山事務所支店開設	事務所通信第249号発行 新体制のお知らせ⇒R5.8本店へ 合流
令和3年 (2021年) 1月	荒田八幡事務所開設(旧別府会計)	事務所通信第255号発行 新体制のお知らせ⇒R4.1本店へ 合流
令和3年 (2021年) 6月		事務所通信第260号発行 永山彰久先生コラムスタート(不定期)
令和4年 (2022年) 1月		事務所通信第267号発行 「セミナールームを開設しました」
令和5年 (2023年) 11月	法人設立5周年	事務所通信第289号発行 「法人設立5周年記念祝賀会のご報告」
令和6年 (2024年) 11月		事務所通信第300号発行 事務所通信25周年記念号

### 記念すべき第1号!!



### 第114号



### 美恵野所長「随想」コラムスタート!

### 第200号



### 200号特集記事

### 第260号



### 永山先生コラムスタート!

### 第267号

#### セミナールームを開設しました

この度、常設のセミナールームを開設いたしました。現在新型コロナウイルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信でセミナー開催しておりますが、税理士法人 上川路会計は、今後さらに研修サービスを充実させてまいります。ご期待ください!




P5の研修のご案内もぜひご覧ください!

### セミナールームを開設!!



# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに！

## 2024年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 	11	12
13	14 	15 	16	17	18	19
20	21 <small>スポーツの日</small>	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 	11/1	11/2

### 〈8月決算会社申告書提出〉

10月31日まで

- 8月決算法人の確定申告
- 2月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - 1月決算法人 第3四半期分
  - 2月決算法人 第2四半期分
  - 5月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



10月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

10月15日まで

- 特別農業所得者への  
予定納税基準額等の通知

■ 10月中において各都道府県・  
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

## 2024年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 	4 	5	6	7	8	9
10	11 	12	13	14	15 	16
17	18	19	20	21	22	23 
24	25	26	27	28	29	30 <small>勤労感謝の日</small>
12/1 	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7

### 〈9月決算会社申告書提出〉

12月2日まで

- 9月決算法人の確定申告
- 3月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - 2月決算法人 第3四半期分
  - 3月決算法人 第2四半期分
  - 6月決算法人 第1四半期分
- 3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 特別農業所得者の予定納税額の納付
- 所得税の予定納税額の納付（第2期分）



11月11日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



11月15日まで

- 所得税の予定納税額減額申請

■ 11月中において各都道府県の条例で定める日

・個人事業税の第2期分の納付



## 2024年10月の経理・税務チェックリスト



### 3月決算法人の中間申告の準備

3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

### 最低賃金額の変更

今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。10月5日からの鹿児島県の地域別最低賃金は953円です。(特定最低賃金は除きます)。

### 社会保険料定時決定結果の反映

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。



## 2024年11月の経理・税務チェックリスト



### 年末調整の準備

年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。従業員全員から申告書や必要資料を収集したり、所得税の精算をする必要があるため、かなりの時間と手間が必要となる業務です。令和6年分については、定額減税に関する事務(年調減税事務)も加わります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

**6~7ページの会計・税務のQ&A「令和6年分年末調整について」、同封の「第26回KSCセミナー『令和6年 年末調整の実務上の留意点』のご案内」をぜひご覧ください!!**

### 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

### 売掛金の回収

年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

### 年末の多忙時の対策

これから年末にかけて特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えましょう。

# 会計・税務のQ&A!



## テーマ『令和6年分年末調整について』

9月24日、「令和6年分年末調整のしかた」などの『令和6年分の年末調整』に関する資料が公表されました。令和6年分については、定額減税に関する事務（年調減税事務）が加わるため、例年よりも手間がかかることが予想されます。年調減税事務とは、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算をおこなう作業です。年調減税事務の手順などを今一度確認し、しっかりと準備をしていきましょう。

国税庁HP参照

### 令和6年分定額減税についてのおさらい（所得税）

#### 【対象者】

- ・令和6年分所得税の納税者
- ・日本国内の居住者
- ・令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下

※給与収入のみの場合は給与収入が2,000万円以下、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」を受ける場合は2,015万円以下となります。

#### 【減税額】

- ・本人：30,000円
- ・同一生計配偶者または扶養親族：1人につき30,000円

#### 【給与所得者の場合の実施方法】

- ・令和6年6月1日以降に最初に支払われる給与等（賞与を含む）の源泉徴収から、定額減税額を控除。
- ・源泉徴収から控除しきれない分は、令和6年中に支払われる給与等の源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除。



## 年末調整における年調減税事務の手順

### ●年調減税額の控除対象者の確認

- ①従来の年末調整と同じように「基礎控除申告書」や「保険料控除申告書」などを従業員から提出してもらう。
- ②対象者ごとの年調減税額の計算は、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書等から年末調整を行う時点での同一生計配偶者の有無と扶養親族の人数を確認し、年調減税額の計算を行う。

#### 【配偶者・扶養親族に変更がないか確認注意!】

##### ◆令和6年6月以降の給与や賞与で月次減税を行っているが、年の途中で年調減税の対象でなくなった

- ・給与と所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人（給与収入のみであれば年収2,000万円超）
- ・海外留学等で年の途中で出国し非居住者となった人
- ・同一生計配偶者・扶養親族で無くなった人（子供の就職、離婚、所得が48万円を超えた等）

##### ◆令和6年6月以降の給与・賞与では対象とならなかったが、年調減税の対象となった

- ・令和6年6月以降に結婚や出産があった従業員
- ・令和6年6月2日以後に採用した従業員 など

# 令和6年分年調減税事務

令和6年分年末調整計算表

※令和6年分年末調整計算表  
(注)定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末調整にはご利用いただけません。

区分	金額	税額
給料・手当等	①	②
賞与等	③	④
計	⑤	⑥
給与所得控除後の給与等の金額	⑦	
所得金額調整控除額 (⑦-3,500,000円)×10%、マイナスの場合は0	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑨	
給与等からの控除分(⑩+⑪)	⑩	
社会保険料等 申告による社会保険料の控除分	⑪	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	
生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額	⑭	
配偶者(特別)控除額	⑮	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
基礎控除額	⑰	
所得控除額の合計額 (⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)	㉑	
差引課税給与所得金額(⑨-㉑)及び算出所得税額	㉒	㉓
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔	
年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)	㉕	
年調減税額	㉖-2	
年調減税額控除後の年調所得税額(㉕-㉖-2、マイナスの場合は0)	㉖-3	
控除外額(㉖-1「㉖-2」がマイナスの場合に記載)	㉖-4	
年調年税額(「㉖-3」×102.1%)	㉗	㉘
差引延滞額又は不足額(㉘-㉓)	㉙	

## 給与と徴収税額等の集計

毎月の給与とその給与から徴収した税額(月次減税したあと)を集計

## 年調年税額の計算

令和6年分の年調年税額を計算する際には、年末調整時の定額減税(年調減税)の控除を正しく行う必要があります

**配偶者・扶養親族に変更がないか要確認!**

## ※年調減税額の控除等の計算に対応

配偶者・扶養親族に変更がある場合は、会計ソフト等への入力をしっかりと行いましょう!

## 25 - 8 過不足額の計算と清算

# 源泉徴収票への表示

年末調整を了した後に作成する源泉徴収票には、**摘要欄**に定額減税の控除額等を記載します

### 【摘要欄の記載例】

例)年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が90,000円、控除しきれなかった金額が0円の場合  
「源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円、控除外額0円」

例)年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合  
「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

例)年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が90,000円、控除しきれなかった金額が0円で、合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合  
「源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円、控除外額0円、非控除対象配偶者減税有」

詳細は国税庁ホームページ等でご確認下さい!。また、11月13日にKSCセミナー「令和6年 年末調整の実務上の留意点」を開催いたしますので、ぜひご参加ください!!

## 第26回KSCセミナー 令和6年 年末調整の実務上の留意点

定額減税  
への対応

講師：税理士法人 上川路会計 所長 公認会計士・税理士 上川路美恵野

■ 日時 令和6年11月13日(水曜日) 13:30~15:00

■ 会場 ZOOMによるライブ配信 ■ 会費 無料

■ お申込方法 QRコード若しくは**同封の参加申込書**に必要事項をご記入の上、FAXして下さい。

■ 申込締切 令和6年11月8日(金曜日)

■ お問合せ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070 担当 福田・味園



# 随想 『カいっぱいの秋』 上川路美恵野

お彼岸を過ぎて日が短くなり、青く高い空はもこもことした雲の羊の遊ぶ原っぱのようです。

さて、読書の秋の今、現在かごしま近代文学館で特別企画展「椋鳩十 それぞれの顔」が開催されています。（会期9月26日から10月28日）生誕120周年記念ということですが、1905年に長野県の村に生まれ、鹿児島で教員となり、数々の文学作品を椋鳩十の筆名で発表し、県立図書館長も務めました。

椋鳩十さんといえば「動物の物語を書いた児童文学作家」としての顔がまず浮かびますが、本展示では、それだけにとどまらない多面的な姿を取り上げていて興味深く見てきました。中でも戦争と平和に関わる二つのエピソードがこのご時世だけに印象に残りました。

ひとつは、椋鳩十さんが動物をテーマにした作品を執筆するようになったきっかけです。

戦前、執筆していた小説が発禁処分を受けたり掲載時に伏字だらけにさせられたりと言論統制が強まっていく中、動物たちの姿を借りて「生きることがどんなに尊いことか、愛し合うということがどんなに美しいということかということ」を若い人々に語りかけたい」との信念で書くようになったのだそうです。

代表作のひとつで鹿児島の栗野が舞台の「大造じいさんとガン」は、50年近く教科書に掲載されています。この作品でも分かるように椋鳩十さんの動物の物語は、親子や仲間の情愛、時に奪い奪われる関係であっても双方が真摯に対峙し、精一杯に命を輝かせることの尊さを描き出し、時代や年代を超えて親しまれ、大切なことを私たちに伝えてくれています。

そして、もうひとつは、戦後の「追放図書」とのかかわりでした。

終戦後、連合軍は日本の軍国主義を推進したと思われる書籍等を焼却するよう各県の図書館に伝えます。県立図書館長に就任していた椋鳩十さんは、先代の館長の方針を踏襲して問題となった書籍を保管し続け、焼却を行いませんでした。連合軍の指示に従うように圧力をかけられても、戦前の日本政府の政策や教育の実情を知るための資料を残す大切さを説き、これらの書籍を守ったといいます。

過ちは学んでこそ未来に活かすことができます。過ちをなかつたことにしてしまえば、また同じ轍を踏んでしまうかもしれない。平和な未来を築くための大きな業績であったと感銘を受けました。会場で受け取った冊には「カ一杯今を生きる」と言葉が添えられていました。

「命のありがたさがわかると、今、自分のまわりにあるものが、みな、新鮮に見えるのだ。花が咲いている。若葉が、陽に輝いている。トンボがとんでいる。スズメが鳴いている。こういうものをみるにつけ、みんな、カいっぱい、今を生きているなあ。（リーフレットより）」

今日生きていることは、必ずしも当たり前ではない、と世界の情勢や過去を見て強く思います。翻って、さて、私は？と自問しました。

秋の気配が日に日に濃くなってくると年末もすぐそこです。今年もカいっぱい生きたよ、と胸を張れるようにしたいと思う秋の一日でした。



美恵野

晴天やカいっぱい山粧う

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

上川路会計通信300号～25周年記念特集～を発行することができました。特集記事を作成するにあたり、過去の通信を読み直しましたが、歴代の編集委員が毎月事務所で手作りで作成し、積み重ねてきた重みをひしひしと感じました。

事務所とお客様をつなぐ架け橋となりますよう、会計・税務に関する情報はもちろん、コラムや研修のお知らせ、お客様の新規開業などの情報お届けしてまいります。これからも、宜しくお願い致します。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

